

経 済 産 業 省

20150204商局第3号

発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月6日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部を改正する規程

発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成27年2月6日から施行する。